

# 旅行業務取扱料金

国際開発株式会社

2019年4月改定

旅行サービスの手配に対して次の旅行業務取扱料金を申し受けます。  
この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部となります。

内容		料金(税抜)
手配料金	運送機関と宿泊機関等旅行サービスとの手配が複合した場合	旅行費用総額の20%以内 (下限1件3,000円)
	運送機関、宿泊機関等旅行サービスの予約・手配 1件につき	旅行費用総額の20%以内 (下限1件3,000円)
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等旅行サービスとの手配が複合した場合	旅行費用総額の20%以内 (下限1件2,000円)
	運送機関、宿泊機関等旅行サービスの予約・手配の変更 1件につき	旅行費用総額の20%以内 (下限1件2,000円)
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等旅行サービスとの手配が複合した場合	旅行費用総額の20%以内 (下限1件2,000円)
	運送機関、宿泊機関等旅行サービスの予約・手配 1件につき	旅行費用総額の20%以内 (下限1件2,000円)
	未使用券の精算手続き 1人1件	5,000円
当社の企画旅行にお申込みの場合の 当社オプションツアーに無いスパ、レストランその他サービスの予約/変更/取消代行		1件につき 1,000円
当社の企画旅行にお申込みの場合の、宿泊ホテル特典の予約		初回無料 変更/取消の都度1件につき 1,000円
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)		添乗員1人1日につき 60,000円
相談料金	旅行の計画を作成するための相談	基本料金30分3,000円 以降30分毎に2,000円
	旅行計画、日程表の作成	1件につき2,000円
	旅行に必要な経費の見積もり	1件につき2,000円
	旅行地および運送・宿泊期間等に関する情報提供	1件につき500円
	お客様の依頼による出張相談	上記 + 5,000円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等	1件につき 2,500円
		(電話料、電報料は別)

**(注)**

- 同一の手配を同時に行う場合は、複数名でも1件と数えます。  
手配日、利用日、利用期間、利用区間、提供機関等が異なる場合は、それぞれ1件と数えます。
- お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、当初の手配料金のほかに、  
運送機関、宿泊機関等の定める取消料および上記の変更手続料金、取消手続料金を申受けます。
- 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務は終了いたします。  
従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約が締結できなかった場合でも、  
当社がその義務を果たしたときには、所定の取扱料金をお支払いいただきます。